

ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度 規 約

株式会社ひとまち

株式会社ひとまち（以下、当社という）は、ホワイトボード・ミーティング®の普及をめざし、「ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度」（以下、本制度という）を設け、「ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度規約」（以下、本規約という）を定めます。

第1条（目的）

ホワイトボード・ミーティング®認定講師（以下、認定講師という）が、ホワイトボード・ミーティング®をはじめとするファシリテーションの普及に取り組むことで、ひとやまちが元気になることをめざします。

第2条（認定講師の種別・区分と申請要件）

1 認定講師の種別を以下の通り設けます。

- ベーシック認定講師：基本会議フレーム3つとアレンジを講師として教えることができます。
- アドバンス認定講師：基本会議フレーム5つとアレンジを講師として教えることができます。
- マスター 認定講師：基本会議フレーム6つとアレンジを講師として教えることができます。

2 前項の認定講師の種別には、それぞれに以下の区分を設けます。

- アナログ手書きver：ホワイトボード（紙を含む）を活用して、手書きで実施する方法
- デジタル入力ver：デジタルアプリケーションを活用し、文字入力で実施する方法

3 認定講師を希望する者は、アナログ手書きver.またはデジタル入力ver.で実施される、ホワイトボード・ミーティング®検定試験（ベーシック・アドバンス・マスター）に概ねA評価で合格し、以下の（1）～（5）の要件全てを満たすことが必要です。

- （1）第1条の目的に賛同し、認定講師として活動することを希望する者
- （2）申込時における年齢が、満18歳以上である者
- （3）認定講師養成講座を受講した者
- （4）ホワイトボード・ミーティング®2Daysセミナーを受講した者（認定講師登録後の受講可）
- （5）当社と協力しながら「気軽な勉強会」を運営し、チームでの運営を通じて、ホワイトボード・ミーティング®を広げ、講師としての技量アップをめざす者

4 認定講師は以下の要件を満たすことで、専門課程の認定講師資格を得ることができます。

- （1）当社が指定する講習を受けること
- （2）当社が実施する検定試験に合格すること

第3条（申請手続、及び資格の更新）

1 当社は、認定講師の登録申請に対して、審査の上、認定講師としての登録を認めるか判断し、その結果を電話、電子メール又は書面にて通知します。

2 前項の許諾を受けた者で、認定講師資格を希望する者は、認定講師養成講座を受講し、登録料を支払うことで、認定講師資格を取得します。

3 認定講師の登録期間は、登録日から2年とします。

4 更新手続きは認定講師証に記載された有効期限の1年前の同日から、有効期限の2ヶ月前までに行うものとします。

5 更新手続きは以下の通りとします。

- （1）更新料の支払い
 - ライセンス活動をする場合の更新費用 21,000円（2年間）
 - ライセンス活動をしない場合の更新費用 18,000円（2年間）

（2）キャリアカウンセリング

（3）「更新研修」6時間（受講料は更新料に含まれます）

6 ライセンス活動をしない者が、次回の更新期間までにライセンス活動をする場合は、差額更新料3,000円を当社に支払い、所定の手続きを経ることが必要です。

7 当社が指定する支払期日までに更新費用の入金が確認できない場合は、自動的に更新をキャンセル扱いとします。

第4条（登録料・更新料の返金）

支払済みの登録料、及び更新料は、いかなる理由があろうとも返還しないものとします。

第5条（認定講師証の発行）

- 1 認定講師登録が完了した者には、「認定講師証」を発行します。
- 2 認定講師は求めに応じて「認定講師証」を提示します。
- 3 認定講師は、その資格を喪失した場合には、速やかに「認定講師証」を当社に返還します。

第6条（認定講師の義務）

- 1 認定講師がホワイトボード・ミーティング®を教える場合には、有償無償を問わず、所定の形式で当社に申請し、許諾を得る義務があります。
- 2 認定講師は、当社が提供、依頼する各種講座以外の場合において、有償にて、ホワイトボード・ミーティング®を教える場合には、当社へのライセンス申請と許諾を受けることが必要です。
- 3 認定講師は、当社から講座の資料の提供を受け、その資料を用いて講座を進行します。また、認定講師は当社の求めに応じて、講座に利用した資料や情報等の開示に応じます。
- 4 当社から提供を受けた資料は、当社が許諾した場合を除き、認定講師が複写・複製及び改変することを禁止します。
- 5 認定講師が国家ないし地方公務員の場合、国家公務員法第104条ないし、地方公務員法第38条の兼業禁止義務を守る旨の確認書を当社に提出する義務があります。但し、兼業及び副業に関する許可を得た場合は、確認書は不要です。
- 6 認定講師は、有償・無償を問わずホワイトボード・ミーティング®を教える場合には、第三者に対して、以下の措置を講ずる義務があります。
 - (1) ホワイトボード・ミーティング®を教える行為の録音・録画を禁止するために必要な合理的措置を講じること
 - (2) ホワイトボード・ミーティング®を教える行為及び、ホワイトボード・ミーティング®を活用して利益を得る行為（会議や相談等の進行にホワイトボード・ミーティング®を利用してその行為の対価として金銭を得るなど）には当社による認定講師資格を要することを周知徹底すること
 - (3) 当社が提供した営業上の標識、テキスト、映像、音声、プログラム等のコンテンツの知的財産権が当社に帰属することを周知徹底すること。

第7条（認定講師の権利）

- 1 認定講師は、当社が主催、依頼する各種講座においてホワイトボード・ミーティング®を教えることができます。ただしホワイトボード・ミーティング®を教える方法は、認定講師が有する認定講師資格の種別及び区分等に規定されます。
- 2 認定講師は、当社にライセンス申請をし許諾を得ることで、当社が主催、依頼する以外の講座で、ホワイトボード・ミーティング®を教えることができます。ただし、ホワイトボード・ミーティング®を教える方法は、認定講師が有する認定講師資格の種別及び区分等に限られます。
- 3 認定講師は、当社の提供するテキストや教具等のうち、当社が指定するものについては、別途、定める契約により割引価格（税別）で購入し、それを販売することができます。
- 4 認定講師は講座に必要な資料や情報を当社に求めることができます。
- 5 認定講師は当社と共同でホワイトボード・ミーティング®のプログラムやテキスト、企画や講座を開発することができます。
- 6 認定講師は、当社の指定する講座に割引価格（税別）で参加することができます。
- 7 認定講師は、名刺やプロフィールに「ホワイトボード・ミーティング®認定講師」と表記することができます。

（例）「ホワイトボード・ミーティング®認定講師（ベーシック）」

第8条（講師依頼）

- 1 本規約に基づいて、認定講師に対し講師依頼をすることがあります。但し、当社が認定講師に必ず講師依頼することを保障しません。
- 2 当社が講師依頼をする時は、認定講師に対して依頼を通知し、認定講師はここに定める内容について誠実に活動を進めます。
- 3 講師料は別途、定めます。
- 4 認定講師は、講座がスムーズに開催されるよう準備に努めます。
- 5 講座の依頼先（以下、受注先という）との打合わせは、受注先と当社の定める方法で行います。認定講師は受注先とのメールを当社にも同報（CC）で送り、講座がスムーズに開催されることを目的に、その進捗を当社に報告します。
- 6 認定講師は講座10日前までに準備物を確認し、不備のある場合は当社に連絡します。

7 認定講師が止むを得ない事情で当社が依頼する認定講師活動ができなくなった場合は、速やかに、当社に連絡をします。

8 当社が委託する講師業務を、認定講師が他者に再委託することを禁止します。

第9条（ライセンス活動）

1 認定講師は、当社にライセンス申請をして許諾を得た場合は、当社が主催、依頼する以外の講座等でホワイトボード・ミーティング®を教えることができます。

2 認定講師はホワイトボード・ミーティング®を教えることで、名目の如何を問わず何らかの金銭を受領するときは、その金額に拘わらず、所定のライセンス料の支払いが必要です。ライセンス料は、対面、オンライン、動画配信などの方法にかかわらず、以下のように定めます。

各認定講師の活動件数(累計)	ライセンス料率
ライセンス活動 1～10件	受注金額（参加費収入）の30%
ライセンス活動 11～30件	受注金額（参加費収入）の25%
ライセンス活動 31～60件	受注金額（参加費収入）の20%
ライセンス活動 61件以上	受注金額（参加費収入）の15%

3 ホワイトボード・ミーティング®以外の内容を含む研修を実施する場合は、受注料金を使用時間で按分します。ただし、ホワイトボード・ミーティング®に関する内容が2時間以内の研修の按分は100%とします。

4 認定講師は、プロボノ活動として以下の行為を行う場合には、当社の許諾のもと、ライセンス料の支払いなくホワイトボード・ミーティング®を教えることができます。

(1) 直接雇用関係にある法人等において、当該法人等の従業員のみを対象にする場合

(2) 幼稚園や小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、専門学校等の教育機関や施設の授業等においてホワイトボード・ミーティング®を教える場合

(3) 本項(1)(2)に掲げる以外の法人、団体その他の者に対して、1回を限度として、無償でホワイトボード・ミーティング®を教える行為

(4) その他、当社がプロボノ活動として相当と判断した場合

5 認定講師が前項のプロボノ活動を行う場合に、当該講師、当該講師を直接雇用する会社ないし個人、その他第三者が名目の如何を問わず何らかの金銭を受領するときや、当社がプロボノ活動として不適当と判断した場合は、その金額に拘わらずライセンス料の支払いが必要です。

6 認定講師を直接雇用する法人ないし個人その他の第三者が、認定講師がホワイトボード・ミーティング®を教えることで、名目の如何を問わず何らかの金銭を受領するときは、当該認定講師は、当社に報告の上、当社と認定講師を直接雇用する法人ないし個人その他の第三者との間で「業務提携契約」を締結させる義務があります。

第10条（講師としてのふるまい）

認定講師として、ふさわしい服装、言葉遣い、態度やふるまいに務めます。

第11条（知的財産権等）

当社が提供する営業上の標識、ノウハウ、文章、画像、映像、音声、プログラム等のコンテンツ等の知的財産権は当社に帰属します。

第12条（認定講師の登録解除）

認定講師が次の各号に該当する場合、当社は、認定講師の登録を解除し、又は認定講師の登録期間を短縮できます。

1 認定講師の健康状態が悪化し、当社が認定講師活動に耐えられないと判断した場合

2 本規約、又は法令に違反した場合

3 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

4 当社の知的財産権を侵害する行為をおこなった場合

5 当社の名誉、及び信用を棄損した場合

6 ライセンス契約を申請することなく、ホワイトボード・ミーティング®を教えた場合

7 認定講師活動や当社の仕事で知り得た商業情報や個人情報を漏らした場合

8 当社の組織や講座運営等を乱した場合

9 その他、認定講師として当社が不適切と判断する場合

第13条（個人情報）

- 1 当社は、認定講師の個人情報について、個人情報保護法及び関係諸法令等に従って、適切に取り扱います。必要な事項は、別途当社が定めるプライバシーポリシーで定めます。
- 2 当社は、認定講師の属性、その他の顧客情報を認定講師の同意なく自らの業務遂行のためにのみ利用できます。
- 3 当社は、認定講師の属性、その他の顧客情報等の統計情報を開示できます。
- 4 当社は、顧客情報を厳重に管理し、当該顧客の同意がない限り第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示及び提供してはならないこととします。また顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮します。

第14条（地位譲渡の禁止）

認定講師、本規約に基づく権利・義務につき、第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第15条（分離）

本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効とされた場合、無効と判断された以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとし、

第16条（裁判管轄）

本契約に関して紛争が発生した場合（裁判所の調停手続きを含む）、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（本規約の改訂）

- 1 当社は、本規約を変更又は終了できるものとし、変更又は終了する場合には認定講師に対して、その内容を通知するものとし、
- 2 前項の変更は、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ホームページでの表示その他の適切な方法により周知し、または認定講師に通知します。
- 3 第1項の終了は、終了時期及びその理由を当社ホームページでの表示その他の適切な方法により周知し、または認定講師に通知します。この場合、当社は認定講師に対して、なんらの責任も負わないものとし、
- 4 当社が認定講師への通知方法として当社ホームページでの掲載による方法をとった場合は、当社ホームページに掲載された時に、認定講師に対する通知がなされたものとし、

附則 本規約は、平成27年4月1日から施行します。

平成27年	11月	1日	改訂
平成28年	8月	1日	改訂
平成28年	8月	10日	改訂
平成30年	4月	1日	改訂
平成31年	4月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和3年	1月	1日	改訂
令和4年	1月	1日	改訂